

平成27年度 研修一覧

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
新任ケースワーカー基礎研修	所内	新任ケースワーカーに対し、生活保護制度についての総括的な説明に加え、ケースワークにおいて必要となる知識及び技能について、査察指導員及びベテランケースワーカーより講義。	査察指導員及びベテランケースワーカー (所内)
新任非常勤職員基礎研修	所内	平成27年4月より採用となった非常勤職員（生活保護：就労支援員、生活困窮者自立支援：就労支援員、相談支援員）に対し、生活保護及び生活困窮者自立支援制度の基礎的内容についてベテランケースワーカーより講義。	ベテランケースワーカー (所内)
新任生活保護担当者実務研修	所内	新任査察指導員及び新任ケースワーカーに対し、生活保護決定実務、他法他施策の活用等の実務について、ベテランケースワーカーより講義。	ベテランケースワーカー2名 (所内)
神奈川県生活保護事務研究協議会・研修会	所外	査察指導員及びケースワーカーに対し、川崎市における健康管理支援事業への取り組みについて、川崎市職員による講義。	川崎市職員 (所外)
スキルアップ研修（OJT）	所内	入庁1～2年目職員を対象とし、生活保護業務及び市職員として必要な知識の向上を図ることを目的に、管理者及びベテランケースワーカーを講師とした研修を実施。	管理者及びベテランケースワーカー (所内)
県新任査察指導員研修	所外	新任査察指導員を対象とした査察指導業務の知識及びケースワーカーへの指導方法、審査請求等についての研修に参加。	県生活援護課職員等 (所外)

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
生活保護ケースワーカー全国研修	所外	厚生労働省職員から基準改定について、さいたま市職員から自立支援への取組について、札幌市職員から就労支援についての講義を受講。また、グループ討議によるケースの適切な実態把握と対応についての意見交換。	厚生労働省職員及びさいたま市・札幌市職員 (所外)
県新任地区担当員研修	所外	新任ケースワーカーを対象とした生活保護の概要、生活保護実施要領（保護の決定、調査・他法他施策、助言指導（自立支援））についての説明のほか、疾病の基礎知識、医療扶助、面接技法、記録の書き方についての講義。	県内福祉事務所ケースワーカー経験者等 (所外)
医療扶助・介護扶助担当者連絡協議会研修会	所外	医療扶助・介護扶助について各市町村の担当職員が、日常業務における問題点や疑問点などをディスカッション方式で情報交換。また県生活援護課職員のオブザーバーとしての助言。	ディスカッション方式
生活保護システムセミナー	所外	北日本コンピュータサービス㈱の社員によるマイナンバー制導入に伴う最新の状況及び基準改定に伴うシステム改修の方法等についての講義。	北日本コンピュータサービス社員等 (所外)
県生活保護地区担当員研修	所外	県職員及び専門職員を講師とした審査請求、生活保護法第63条及び第78条の取扱い、障害を抱える方への理解等についての講義。	県生活援護課職員及び弁護士、社会福祉会職員等 (所外)
職員研修視察	所外	生活保護受給者への就労支援を先駆的に実施している自治体を訪問し、取組状況についてヒアリングを行う視察を実施。	大阪市職員、和歌山県職員 (所外)
県生活保護子ども支援研修	所外	各福祉事務所における子ども支援の取り組みについて情報交換を行うとともに、川崎市より受託して実施しているNPO法人による学習支援の取り組みについての講義。	NPO法人職員 (所外)

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
新規面接実践研修	所内	面接員の指導による、2年目の現業員を対象にした適正な申請受理方法及び面接技法の習得、面接調書作成についての実践研修（1人4～5件を面接）を随時実施。	面接員 （所内）
新規相談対応講座	所内	1年目のケースワーカー及び面接相談員（非常勤）の他法他施策等の知識を深め、新規相談業務の効率化を図るため、4回に渡りベテランケースワーカーより講義。講師についても、講義を行うことにより知識習得を再確認。	ベテランケースワーカー （所内）
小田原保健福祉事務所との合同研修会	所外	生活保護行政の円滑な実施のため、小田原警察署及び小田原保健福祉事務所と合同で暴力団対策や不正受給対策に係る研修会を開催。	小田原警察署員
市町村アカデミー研修	所外	生活保護制度の現状と課題、生活困窮者自立支援制度に関する講義や問題事例に基づく演習等により、生活困窮に係る諸問題に的確に対処できる能力の向上を図る。	市町村アカデミー職員他 （所外）
嘱託医研修	所内	生活保護の適正実施に必要な知識の習得のため、具体的事例を題材として嘱託医（精神科）の解説を加えながらディスカッション形式でのケーススタディを実施。	精神科嘱託医 （所内）
新任ケースワーカー基礎研修	所内	新任ケースワーカーに対し、生活保護制度についての総括的な説明に加え、ケースワークにおいて必要となる知識及び技能について、査察指導員及びベテランケースワーカーより講義。	査察指導員及びベテランケースワーカー （所内）
新任非常勤職員基礎研修	所内	平成27年4月より採用となった非常勤職員（生活保護：就労支援員、生活困窮者自立支援：就労支援員、相談支援員）に対し、生活保護及び生活困窮者自立支援制度の基礎的内容についてベテランケースワーカーより講義。	ベテランケースワーカー （所内）

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
新任生活保護担当者実務研修	所内	新任査察指導員及び新任ケースワーカーに対し、生活保護決定実務、他法他施策の活用等の実務について、ベテランケースワーカーより講義。	ベテランケースワーカー2名 (所内)
神奈川県生活保護事務研究協議会・研修会	所外	査察指導員及びケースワーカーに対し、就労準備支援事業への取り組みについて、インクルージョンネットかながわ講師による講義。	インクルージョンネットかながわ (所外)
スキルアップ研修 (O J T)	所内	入庁1～2年目職員を主に対象とし、生活保護業務及び市職員として必要な知識の向上を図ることを目的に、管理者及びベテランケースワーカーを講師とした研修を実施。	管理者及びベテランケースワーカー (所内)
県新任査察指導員研修	所外	新任査察指導員を対象とした査察指導業務の知識及びケースワーカーへの指導方法、審査請求等についての研修に参加。	県生活援護課職員等 (所外)
県生活保護子ども支援研修	所外	各福祉事務所における子ども支援の取り組みについて情報交換を行うとともに、川崎市より受託して実施しているNPO法人による学習支援の取り組みについての講義。	NPO法人職員 (所外)
住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修会	所外	住基ネットの近況、セキュリティ確保のための措置及び機器更改の概要について習得するとともに、社会保障・税番号制度について理解する。	総務省地方公共団体情報システム機構職員 (所外)
生活保護ケースワーカー全国研修	所外	明治学院大学教授からアセスメント実践講座、厚生労働省職員から精神障害の理解について、および、発達障害者への支援についての講義があった。また、グループ討議によるケースの適切な実態把握と対応についての意見交換。	明治学院大学教授及び厚生労働省職員 (所外)

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
県新任地区担当員研修	所外	新任ケースワーカーを対象とした生活保護の概要、生活保護実施要領（保護の決定、調査・他法他施策、助言指導（自立支援））についての説明のほか、疾病の基礎知識、医療扶助、面接技法、記録の書き方についての講義。	県内福祉事務所ケースワーカー経験者等（所外）
医療扶助・介護扶助担当者連絡協議会研修会	所外	医療扶助・介護扶助について各市町村の担当職員が、日常業務における問題点や疑問点などをディスカッション方式で情報交換。また県生活援護課職員のオブザーバーとしての助言。	ディスカッション方式
県生活保護地区担当員研修	所外	県生活援護課職員より監査及び審査請求の視点に基づく実施要領取扱のポイントについて、また、アスク・ヒューマン・ケア研修相談員による援助専門職のメンタルヘルス等について講義。	県生活援護課職員及び専門職員等（所外）
県生活保護子ども支援研修	所外	各福祉事務所における子ども支援の取り組みについて情報交換をならびに、講師による講演およびグループワークにより、生活困窮世帯における子ども支援に関する基礎知識及び技術を習得。	公益財団法人職員（所外）
新規面接実践研修	所内	面接員の指導による、2年目の現業員を対象にした適正な申請受理方法及び面接技法の習得、面接調書作成についての実践研修（1人4～5件を面接）を随時実施。	面接員（所内）
新規相談対応講座	所内	1年目のケースワーカー及び面接相談員（非常勤）の他法他施策等の知識を深め、新規相談業務の効率化を図るため、4回に渡りベテランケースワーカーより講義。講師についても、講義を行うことにより知識習得を再確認。	ベテランケースワーカー（所内）
小田原保健福祉事務所との合同研修会	所外	生活保護行政の円滑な実施のため、小田原警察署及び小田原保健福祉事務所と合同で暴力団対策や不正受給対策に係る研修会を開催。	小田原警察署員

研修会等の名称	主催	研修会等の内容	講師
外部講師研修	所内	県社会福祉協議会職員による貸付制度等、生活困窮者を対象とした事業の説明および質疑討論を実施し職員の知識習得を図る。	県社会福祉協議会職員
嘱託医研修	所内	生活保護の適正実施に必要な知識の習得のため、具体的事例を題材として、嘱託医の解説を加えながら、ディスカッション形式でケーススタディを行う。	精神科嘱託医 (所内)